

## 予備耐震診断、耐震モデル地区事業の住まいのアドバイザー派遣及び 詳細耐震診断について

次に掲げる対象建築物のうち所有者等の申請があったものについて、次の予備耐震診断等を実施し、耐震化の必要性の啓発及び補助制度の周知を行うものである。

項目	内容	対象建築物
予備耐震診断	区が専門家（建築士）を派遣し、簡易的な住宅の耐震診断を行う。	新宿区に存する昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した木造 2 階建て以下の住宅、店舗等併用住宅（※） ※店舗等併用住宅は、延べ面積の 2 分の 1 以上が居住の用に供するものに限る。
耐震モデル地区事業の住まいのアドバイザー派遣及び詳細耐震診断	①住まいのアドバイザー派遣 区が専門家（建築士）を派遣し、住宅相談及び簡易な耐震診断を行う。  ②詳細耐震診断 区が専門家（建築士）を派遣し、住宅相談及び一般診断法による耐震診断を行う。	耐震モデル地区（※1）内に存する昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した木造 2 階建て以下の住宅、店舗等併用住宅（※2） ※1：耐震化支援事業の重点地区の中から、年度ごとに選定した対象地区をいう。 なお、耐震化支援事業の重点地区とは、東京都「地震に関する地域危険度調査（第 5 回）」において建物倒壊危険度及び火災危険度のランクが 4 及び 5 である等、地域の地震による危険性が高い地区として区が選定した地区をいう。 ※2：店舗等併用住宅は、延べ面積の 2 分の 1 以上が居住の用に供するものに限る。